

(陳受18第33号)

市議会本会議における議員の質問・討論の制限に関する陳情

受理年月日

平成18年9月26日

陳情者

吉祥寺北町1-9-19 パセオ吉祥寺C-2
坂元 百合子

陳情の要旨

現在、武蔵野市議会議会運営委員会では、本会議における議員の質問や討論を制限する旨の意見が出されています。

中でも、「本会議での質問は、同一議員につき、同一議題について2回を超えないこと」、「議案、陳情に対する討論は15分までとする」、「予算、決算の討論は20分までとする」との意見について、議論されていることを知りました。このような議員の発言の制限は、議会の役割を縮小するものであると思います。委員の皆様のご再考をお願いいたします。

現在、武蔵野市議会には、常任委員会が4つありますが、3人以下の会派の場合、委員を出せない委員会があります。本会議での議論を制限することは、必ずしもすべての委員会に委員を出せるわけではない、少数会派や無会派の主張の場を大きく制限することとなります。また、本会議において、委員会で質疑のなかった点について、議員が質問することが、なぜ制限されるのか理解できません。さまざまな角度から大いに議論することが、なぜ制限されるのでしょうか。これは、市議会における民主主義の後退と言わざるを得ません。

武蔵野市議会が、言論の場として異なった主張を大いに論じ合い、また、チェック機関として、市長提出議案にさまざまな意見を述べ、提案を行うことを私たち市民は求めています。

よって、武蔵野市議会が本会議における質問の回数や討論の時間の制限を導入しないよう陳情いたします。